

デジタル社会構築に向けた中間取りまとめ

令和2年 12 月 7 日

自由民主党

行政改革推進本部

I. デジタル社会について

今、世界が、デジタル社会に向かって突き進んでいる。

世の中のさまざまな事象が、情報として、それもデジタル化された情報として扱われていく。多くの人々が、同時にさまざまな場所で、その情報にアクセスし、利用する。デジタル化された情報が、コンピュータを使って解析・分析され、また、他の情報と組み合わせられることによって、人間にとって有用な新たな情報が生み出されていく。デジタル社会は、このような面をもっている。このデジタル社会は、人間社会を大きく変えていくものである。とりわけ、利便性と生産性を飛躍的に向上させていく。

日本社会が先進国であり続けるためにも、また、日本社会が豊かな社会であり続けるためにも、日本もデジタル社会化を果敢に進めていかなければならない。またそうすることで、さらに、日本人は、豊かで便利な生活を享受することができるようになるであろう。デジタル社会を考えるに、いくつかの基本的なことを踏まえなければならない。

デジタル社会は、情報通信ネットワークを通じて「つながる」がゆえに、その効用が発揮されるものである。それゆえに、プロトコルやフォーマットといった、つながるためのルールが、標準化され、公開され、そして、誰でもそれらを利用できるようにになっている必要がある。

また、このデジタル社会に実際に参加するためには、デジタルに関するリテラシーをはじめ一定の知識などが必要となる。そのため、全ての日本人がデジタルに関する知識等を取得・習得できるように、政府としても十分な支援をしていく必要がある。

あらゆる情報に誰でも「つながる」がゆえに、十分に留意しなければいけないことがある。その一つに、セキュリティがある。ネットワークにアクセスする全ての者が、このセキュリティについて万全の対応を期することが求められる。また、個人情報や秘密情報のような認められた人以外アクセスされてはいけない情報に対する違法又は不適切なアクセスを防ぐ、ということもある。

デジタル社会は、人間社会を大きく変えていくものである。それは、行政においても、業務のやり方を抜本的に見直すことを必要とするものである。

自由民主党行政改革推進本部においては、日本社会のデジタル化を積極的に推進する観点から「行革」を捉え直し、検討を進めている。

今般、新設予定のデジタル庁(仮称)に関する事項を中心に、デジタル社会構築に向けた中間的な提言を行う次第である。

II. デジタル庁(仮称)について

新設予定のデジタル庁(仮称)(以下、単に「デジタル庁」と表記)は、日本のデジタル社会化、データ経済化を推進する司令塔であるべきであり、位置づけ、権限、組織、人員、予算等において、十分な配慮がなされるべきである。

1. 位置づけ

デジタル庁は、内閣に直属する組織として設置されることが、法案に明記されるべきである。

2. 所掌事務

デジタル庁の所掌事務に以下のこと全てが含まれることが、法案に明記されるべきである。

- a) 国の情報システム全てを統括・監理すること。
- b) 国の情報システムのうち、共通基盤となるシステムについて、自ら整備運用すること。
- c) 国、地方公共団体、準公共部門(医療、教育、防災等)が利用できるサーバー(ガバメントクラウド)について、その調達及び整備を行うこと。
- d) 地方公共団体及び地方共同法人が利用するガバメントクラウドに関する標準化に関わること。
- e) マイナンバーに関する全ての制度等の企画立案
- f) 地方公共団体情報システム機構(J-LIS)及び情報処理推進機構(IPA)の監督
- g) ベース・レジストリ(公的機関等で登録・公開され、様々な場面で参照される人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データ)の整備に関すること及び各ベース・レジストリの相互運用の促進等に関すること。
- h) 民間におけるデジタル化推進の支援に関すること及び民間におけるデータ連携促進のための標準の整備・普及に関すること。
- i) データ利活用の推進のため、各種ID・各種認証制度の企画・運用を一元化すること。
- j) 国の行政機関における業務実施態勢のうち、デジタル化に関わることの企画立案

3. 権限

デジタル庁は、デジタル社会形成に関する司令塔となるべきであり、デジタルに関する全権限がデジタル庁に集中されるべきである。

デジタル庁の権限として、以下のことが、法案に明記されるべきである。

- a) デジタル政策に関して、各機関に対する、勧告権及び予算要求・執行に係る権限等を含む強力な指揮指導機能
- b) デジタル政策に関する基本方針の企画立案機能
- c) 国、地方公共団体、準公共部門等の情報システムの統括・監理機能
- d) 重要な情報システムを内製すること
- e) デジタル庁担当大臣が、省令に相当する命令を発することができること

4. 機構・定員、人事システム

- (1) デジタル庁の、機構・定員、人事システムについては、以下のようなものでなければならない。
 - a) デジタル庁に、担当国務大臣を置く。
 - b) 事務方トップたるデジタル庁長官(仮称)については、現内閣情報通信政策監(政府CIO)と同等又は高位の政治任用ポストとして位置づけ、デジタルに関して卓越した知識・能力を有し、民間の第一線で活躍する人材とする。
 - c) 指定職に相当するポスト(デジタル庁長官より下位でプロジェクトリーダー(仮称)より上位の役職)については、旧来の機構(次官、局長・統括官、審議官・次長)の名称、職掌等にとらわれることなく、必要に応じ、CTO(チーフテクノロジーオフィサー)、CDO(チーフデータオフィサー)、CSO(チーフセキュリティオフィサー)などの機構を整備する。
 - d) デジタル庁のスタッフに関しては、年齢、性別、経験年数、学歴、経歴(前職や出身官庁・企業を含む)を一切問うことなく、能力のみを評価して相応の処遇にて登用する。
 - e) 年功序列やポストの出身官庁毎のポストの固定といった、いわゆる霞が関の人事の慣習を持ち込ませない。
 - f) プロジェクトごとにチーム編成を行い、課長級相当のプロジェクトリーダー以外のチーム内のメンバーの関係が、役職名・給与額に関係なく、フラットなものとする。
 - g) 局長―課長―課長補佐―係員といった霞が関の多段階ライン型組織を導入しない。
 - h) デジタルに関する能力の高い人であれば、20代、30代であっても、積極的に次官級、局長級をはじめとする課長級以上の職に登用する。
 - i) 地方公共団体や多様な民間組織・人材と空間を超えて有機的につながる仕組みを構築し、地方や海外にいてもデジタル庁の職員として採用し、活躍できるようにする。

- j) 一人の職員がチーム長に権限が分散された複数のチームに帰属できるようにし、また、構成メンバーや構成員も柔軟に変えていくことができるアジャイル型組織とする。
 - k) デジタル庁で優秀な民間のデジタル人材を特定任期付き職員として採用しやすくする。
- (2) 先述の(1)を実現するために、デジタル庁の機構・定員の詳細については、デジタル庁担当大臣の裁量に委ねられるべきである。したがって、予算書に級別定数等を規定するのは不相当であり、予算書には人件費総額及び定数のみが規定されるべきである。
- また、国家行政組織法等の関係法令にとらわれることなくデジタル庁長官判断及び担当大臣の承認により、柔軟に組織編成ができることを法案に明記すべきである。
- (3) 同じく(1)の実現のために、デジタル庁の人事システムについては、国家公務員法及びそれに基づく人事院の任用ルールの適用除外とされる必要があり、その旨が法案に明記されるべきである。同時に、労働基本権制約の代償措置として人事院制度に代わる同等かそれ以上の措置が法定されている必要があることは言うまでもない。
- (4) 発足当初(令和3年度)において、他省庁からの出向・転籍者、民間からの新規採用者等を合わせて、500人以上の定員が確保されるべきである。
- 令和4年度以降においても、令和3年度よりも増員することとし、国の情報システムのうち共通基盤となるシステムについて、自ら整備運用することができるだけの十分な態勢を整えることができるようにすべきである。

5. 国家公務員全体のデジタルに関する能力向上

- (1) 常勤国家公務員としてデジタルに関する技術者を多数雇用することで、情報システムの開発・運用をデジタル庁にて行うことができるようにすること等を目的として、国家公務員試験における新たな試験区分を創設すること、及び、行政職より高い俸給水準のデジタル職俸給表を新たに設置することについて検討を行うべきである。
- (2) デジタルを前提とした業務のやり方の抜本的な見直しを徹底していくべきである。このためには、国家公務員一人一人が、業務の見直しへの理解を深め、デジタルへの理解度を高める必要がある。
- (3) およそ全ての国家公務員を対象に、業務改革・デジタルに関する研修等を年1回以上の頻度で設け、全ての国家公務員が、業務改革、デジタル・リテラシー及びデジタルに関する知識を不断に向上させることができるようにすべきである。

(4)また、業務改革・デジタル化への理解を深め、その考え方の下、働き方改革やワークライフ・バランスなどの方針にも沿った形で業務を遂行していくために、ネットワーク環境やパソコンなどの業務環境について、早急に最新技術等を活用したものに整備する必要がある。

6. 地方公共団体情報システム機構(J-LIS)のガバナンス改善

地方公共団体情報システム機構(J-LIS)につき、デジタル庁が強力なリーダーシップを発揮できるよう、組織のあり方の見直し等を含むJ-LISのガバナンス改善を積極的に行うべきである。

Ⅲ. マイナンバーカード及びマイナンバー制度

1. マイナンバーカード(個人番号カード)

(1) マイナンバーカードが、日本社会のデジタル化にとって非常に重要であることにかんがみ、政府として、マイナンバーカードの普及のためにさらなる努力を行う必要がある。

(2) マイナンバーカードの申請から交付までの期間ができるだけ短縮されるよう、また、マイナンバーカードの交付窓口が土曜・日曜でも開かれるよう、政府として具体的な計画及びガイドラインを示すべきである。

さらに、2025年1月から既交付のマイナンバーカードの有効期限到来による更新発行が生じることを踏まえ、更新発行については、現行の運転免許証の更新と同等の手間より容易に行えるよう、政府として予め準備すべきである。

(3) 運転免許証につき、運転免許証を単体で発行するのではなく、マイナンバーカードに運転免許証としての機能を持たせることに移行すべきであり、政府においては、その移行のための具体的計画を策定し、その計画を着実に実施すべきである。なお、当該計画には、警察官署、各警察官等へのマイナンバーカード読み取り装置の速やかな配備及びそのための予算の確保が含まれるべきあることは言うまでもない。

(4) 健康保険証(国民健康保険、協会けんぽ、組合健保の被保険者証、共済組合の組合員証)につき、健康保険証を単体で発行するのではなく、マイナンバーカードに健康保険証としての機能を持たせることに移行すべきであり、政府においては、その具体的計画を策定し、その計画を着実に実施すべきである。なお、当該計画には、健康保険適用の医療機関等への読み取り装置の速やかな普及への支援が含まれるべきであることは言うまでもない。

(5) マイナンバーカードと在留カードの一体化を推進すべきである。なお、在留カ

ードの性格上、券面に表示すべき事項が表示できるよう、必要に応じマイナンバーカードのデザインを再考すべきである。

- (6) マイナンバーカードの mobile-ID 化(スマートフォンにマイナンバーカード機能(署名用電子証明書、利用者証明用電子証明書)を搭載すること)を、実施に向けて検討を進めるべきである。

さらには、smart-ID 化(ID とパスワードの認証によって、オンラインでデータベースの内容を確認することで、カードなしでマイナンバーカード機能を利用できるようにすること)も前向きに検討すべきである。

- (7) マイナンバーカード及びマイナンバーの不正使用による「なりすまし」を防ぐための方策は、不断に検討され向上される必要があることは言うまでもない。この観点から、マイナンバーカードに写真以外の生体認証システムの導入を積極的に検討すべきである。

- (8) 日本社会における本人確認の手段としてマイナンバーカードが使われるよう、その普及に政府として努力すべきである。

2. マイナンバー(個人番号)

- (1) 希望する者に対して、マイナンバーと金融口座及びメールアドレスのいわゆる紐付けができるようにすべきである。
- (2) 各種の行政情報システムへのアクセスログを、要求に応じて本人に開示する仕組みを検討すべきである。

IV. 個人情報保護

- (1) 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政政法人等個人情報保護法の3本の法律を、現行の個人情報保護法をベースに1本の法律に統合すべきである。
- (2) EU から日本の学術研究機関等に移転された個人データについて、GDPR(EU 一般データ保護規則)に基づく充分性認定が適用可能とすべく、現行法の学術研究に係る一律の適用除外規定を見直し、個別の義務規定ごとに学術研究に係る例外規定を精緻化すべきである。
- (3) 地方公共団体の条例による独自の個人情報保護措置に対しては、現状存在する上乗せ規制、横出し規制に対する場合を含め、法律が示す共通ルールが優先されることを法律に明記すべきである。また、国は、当該法律に基づくガイドラインを示すことで地方公共団体における運用の円滑化に努めるべきである。

地方公共団体が、個人情報保護に関する条例を定めようとする時は、事前に個人情報保護委員会と協議すべきこと、事後に届け出るべきことを法律で定めるべ

きである。さらに、地方公共団体による当該条例が法律に違反する又は著しく適正さを欠くと国が判断するときは、国が是正の要求又は是正の指示ができることを法律で定めるべきである。

V. デジタルに関する知識等の習得への支援

日本社会のデジタル化を進めるにあたり、誰一人とて取り残されないようにするために、全ての日本社会の構成員が、デジタルに関して、必要な知識等を習得できるよう、政府として最大限に支援していく必要がある。

VI. デジタル社会化のための規制改革

デジタル社会化のために必要となる規制改革は、多岐多様にわたるが、まずは、ペーパーレス(文書の媒体として、紙から電子ファイルへ)、脱・押印(真正さの担保の方法として、印章押捺から電子認証へ)、脱・対面(コミュニケーションの方法として、対面からネットへ)の3つを取り上げる。

1. 脱・書面

(1) 電磁的記録は、その内容が文書と等価なものである限り、書面(紙に文字等を記載した文書)と同じ法的効力を持つものとみなされるべきであり、行政手続に限らない一般則として、電磁的記録を書面とみなす規定を法定すべきである。

同様に、電磁的記録の送信は、書面の交付とみなされるべきであり、同じく、行政手続に限らない一般則として、みなし規定を法定すべきである。

(2) 電磁的記録は、紙媒体による文書より改竄が容易であることにかんがみ、改竄防止のための対応が必要であることは言うまでもない。

(3) 民間における請求書、領収書、納品書等の電子化の推進にも取り組む必要がある。そのために、様式の標準化、改竄防止策の整備・普及促進等にも取り組む必要がある。

2. 脱・押印

(1) 行政手続において、いわゆる認印(登記印・登録印以外の印章であって真正さを担保するために使われるもの)の押印(捺印を含む。以下同じ)義務を課すことは、真正さの十分な担保に資しているとは必ずしも言い難いことを踏まえ、全廃すべきである。したがって、この押印義務が、慣例に基づく場合は、その義務がないことを政府として明確にすべきであり、法令に基づく場合は当該法令を改正すべきである。

- (2) 行政手続において、印鑑証明書の添付を必須とすることなく登記印・登録印の押印義務を法令によって課しているもの(押印がない場合に効力が否定されるものを含む)については、その真正さの担保のあり方を検討し、押印義務自体の廃止又は電子証明書の利用を軸とする真正さの十分な担保への移行を行うべきであり、必要な法改正を行うべきである。
- (3) 行政手続において、印鑑証明書を添付した登記印・登録印の押印義務を、法令によって課しているもの(押印がない場合に効力が否定されるものを含む)については、電子証明書の利用に移行するよう、所要の法改正を行うべきである。
- (4) 民事、商事の手続等においても、真正さの担保をどの程度厳密に求める必要があるかに応じて、マイナンバーカードの提示等による本人確認、電子証明書の利用等に移行するよう所要の法改正を行うべきである。

3. 脱・対面

映像及び音声を使ったオンラインでのコミュニケーションを原則として対面と等価とみなされるべきであり、行政手続に限らない一般則として、みなし規定を法定すべきである。

4. 更なる規制改革

デジタル社会構築に向けた規制の見直しについては、今後さらに具体的な事例を検証し、次回提言として取りまとめることとする。

VII. 上述の全てにつき、政府は、令和3年1月までに、実施期限を明示した計画を作成し閣議決定を行い、その計画に基づき、着実に実行すべできある。また、計画の中で法改正を要する事項については、速やかに法案を作成し、次期通常国会に提出すべきである。さらに、これらの取組については、定期的な見直しが必要であることは論を待たない。